

第3章 都市づくりの方針

都市づくりの目標を踏まえ、土地利用の方針、都市施設の整備方針（交通計画、公園・緑地計画、河川・上下水道計画等）、市街地整備・開発の方針、都市環境形成の方針、都市景観形成の方針、都市防災の方針を策定します。

3-1 土地利用の方針

本町の土地利用計画は、拡大市街地も含め以下にもとづき設定します。

(1) 基本的な考え方

- ・ 駅を中心としたコンパクトな市街地形成
- ・ 人口増加に対応する計画的な都市基盤の整備
- ・ 広域からの要請でもある産業の振興
- ・ 駅周辺の商業・交通機能の強化
- ・ 農地や森林・緑地の保全

(2) 土地利用区分の方針

① 住宅地区

- ・ 住宅地は、自然との調和を図りながら、都市拠点周辺においてまとまりのある市街地規模を確保し、中低層住宅を中心に良好な居住環境を形成し、コミュニティ環境の向上を図ることで住民相互のふれあいを高め、安全・安心な市街地形成を図ります。
- ・ 住宅地に混在する工場は、工業地区等への移転を促進し、居住環境の改善を図ります。

② 沿道等サービス地区

- ・ (都) 蒲郡岐阜線、(都) 六栗大草線ならびに(都) 芦谷高力線の沿道部は、沿道サービス施設（自動車サービス施設、飲食サービス施設等）の適正な誘導を図るとともに、後背地の住環境の保全を図ります。
- ・ また、役場周辺は、公共公益サービス施設として機能の保全を図ります。

③ 商業地区

- ・ 幸田駅周辺は町の中心商業地として、相見駅及び三ヶ根駅周辺は地域の商業地として、商業機能の集積を図るとともに、これらと調和した中高層住宅地の立地を進め、賑わいのあるゾーンの形成を図ります。

- ・（都）安城幸田線沿道（相見地区）及び（都）蒲郡岐阜線沿道（山添地区等）は大規模商業施設等の立地する商業地区、（都）六栗大草線沿道（欠間地区）は近隣型の商業地区として、機能の維持・強化を図ります。

④ 健康文化交流地区

- ・ 図書館・会館・プールが隣接し、本町の文化・健康の拠点であるハピネス・ヒル・幸田周辺は、健康文化交流地区として、機能の維持・強化を図ります。

⑤ 住工共存地区

- ・ 幸田駅西の南部、三ヶ根駅の北部及び大草稲葉地区の準工業地域は、それぞれ住工共存地として、工場環境対策等による住宅との共存を図ります。
- ・ 幸田駅西地区は現在工業地域ですが、住宅が混在しているため、特別工業地区など居住環境に配慮した土地利用規制の導入により、住工の共存を図ります。

⑥ 工業地区

- ・ 駅西、坂崎、中部、長嶺、西尾の工業団地は、工業施設を集中的に誘導する地区とし、工場緑化等を促進するなど環境に配慮した工業地区とします。
- ・ 荒子地区、幸田公園南の工業地は、軽工業施設等を中心に誘導する工業地区とします。
- ・ 幸田芦谷インターチェンジ周辺は、流通業務地として設定し、幸田桐山インターチェンジ・幸田須美インターチェンジ周辺についても流通業務地や工業地としての土地利用を検討します。

⑦ レクリエーション地区

- ・ ゴルフ場やサーキット施設の立地する地区は、周辺環境との調和を図りつつ、町内外の人々が余暇を楽しむことのできるレクリエーション地区とします。

⑧ 一体的市街地誘導地区

- ・ 一体的市街地誘導地区は、周辺の優良農地や森林地区の保全を図りつつ、既存の市街化区域の縁辺部や鉄道駅周辺において計画的な市街地整備を進め、長期的には市街地が連なる一体的な市街地の形成を図ります。

⑨ 集落地等

- ・ 集落環境の保全と整備を図る地区とします。

⑩ 緑農・都市共生地区

- ・ 緑農・都市共生地区は、住宅や産業などの都市的用地需要に対応するため、農地や森林との調和を前提として、地区計画などを活用した住宅地や産業用地などの宅地整備

を許容する地区とします。

⑪ 農地保全地区・森林保全地区

- ・農地保全地区及び森林保全地区は、無秩序な市街地の拡大を抑制し、都市近郊の農地、森林・緑地などの保全と、ゆとりある居住環境の保全を図ります。

(3) 拠点機能の誘導方針

① 都市拠点

- ・都市拠点は、商業や交通機能の拠点となる幸田駅周辺、相見駅周辺、三ヶ根駅周辺と、文化・健康の拠点となるハピネス・ヒル・幸田周辺を位置づけ、それぞれにおいて拠点機能の強化を図ります。

② インターチェンジ拠点

- ・インターチェンジ拠点は、広域へのアクセス拠点と位置づけるとともに、その周辺など、産業用地需要が高くて事業性が見込まれる地区においては、周辺の自然環境や住宅環境との調和を図りつつ、新たな産業機能立地の誘導を図ります。

(4) 拡大市街地の方針

① 拡大市街地の方針

- ・本町の拡大市街地は、都市づくりの目標や土地利用フレームを踏まえ、現行市街地との一体性や拠点・軸との関係にもとづき設定します。

② 拡大住宅用地

- ・人口の増加に見合う拡大住宅用地については、基本的に現行市街地に隣接して都市拠点の厚みを増す形態となるように配置し、一体的な市街地構造の構築を図ります。
- ・市街地に連ならない住宅用地開発については、地元意向や町内の人口バランス等を勘案しつつ、周辺環境との調和を前提とした地区計画の適用等を前提に、一体的市街地誘導地区内や緑農・都市共生地区内で許容するものとします。
- ・拡大住宅用地は、人口フレームにもとづく住居系土地需要（令和12年（2030年）110ha）に見合う規模を一体的市街地誘導地区や緑農・都市共生地区内で確保するものとします。

③ 拡大商業用地

- ・商業系土地需要にもとづき必要となる拡大商業用地については、都市拠点を形成する駅周辺や幹線道路沿道に配置し、賑わいのあるゾーンの形成を図ります。

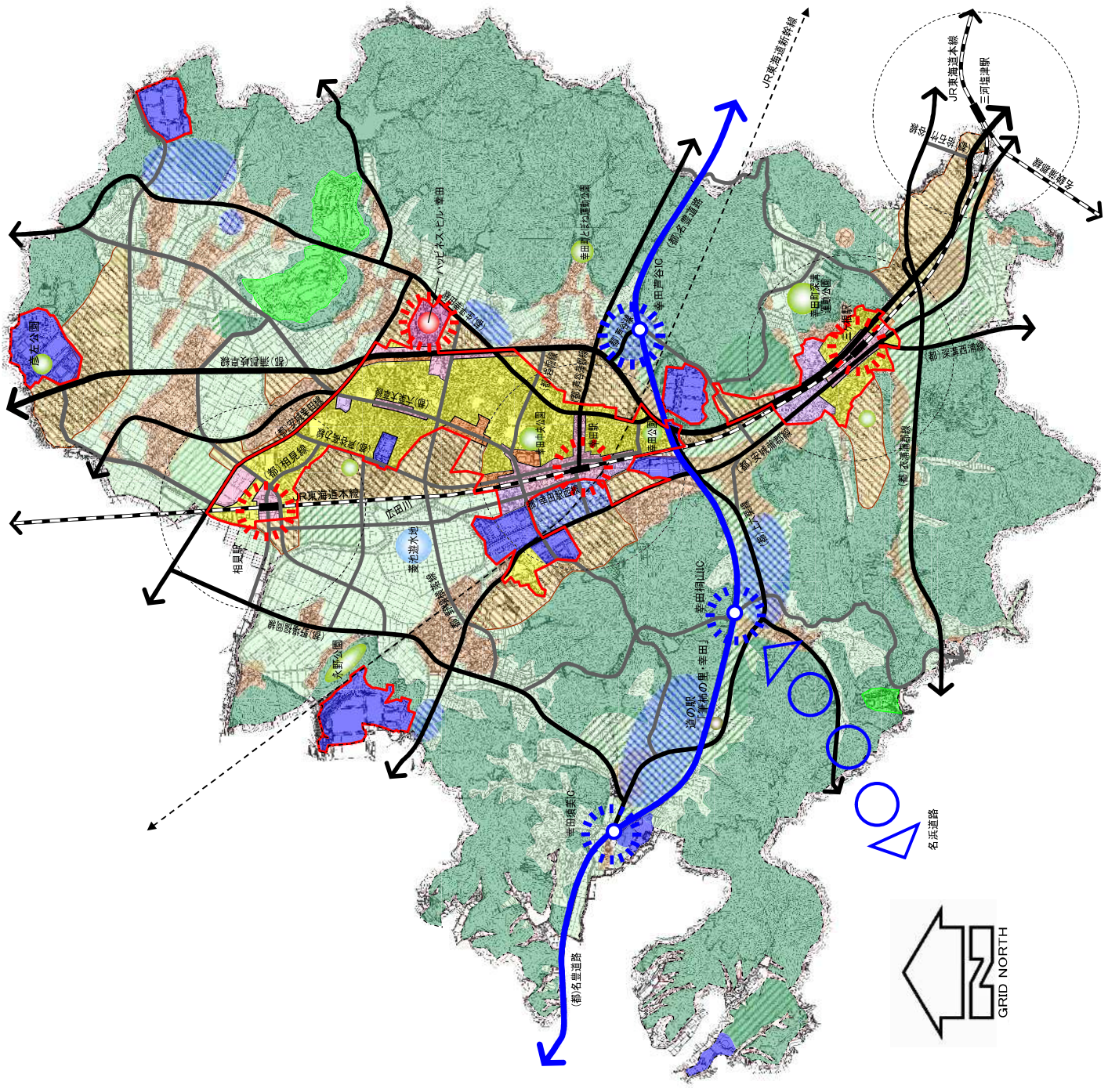
④ 拡大工業用地

- 工業系土地需要にもとづき必要となる拡大工業用地については、インターチェンジ周辺や幹線道路沿道、既存工業用地周辺等に配置し、工業機能の強化を図ります。
- なお、拡大工業用地の配置にあたっては、現行計画の配置案をベースに、地域ニーズや事業者ニーズ、地形条件等を踏まえたものに変更し、計画的な工場立地の促進を図ります。

■ 土地利用計画図

凡 例	
	住宅地区
	沿道等サービス地区
	商業地区
	健康文化交流地区
	住工共存地区
	工業地区
	レクリエーション地区
	一体的市街地誘導地区 (住宅地区等)
	拡大工業地区
	集落地等
	緑農・都市共生地区
	農地保全地区
	森林保全地区
	都市拠点
	インターチェンジ拠点
	自動車専用道路等
	自動車専用道路等 (新規計画)
	幹線交通軸
	拠点連携軸
	JR東海道本線・名鉄蒲郡線
	JR東海道新幹線
	地区公園、近隣公園
	駅誘園 (半径 1km)
	現行市街化区域

※総合公園の配置は、今後検討します。



3-2 都市施設の整備方針

1. 交通計画

(1) 基本的な考え方

【道路整備】

- ・ 効率的な将来道路網の形成
- ・ 地域高規格道路や都市計画道路の整備推進
- ・ インターチェンジや駅へのアクセスの強化
- ・ 道路の段階構成の明確化
- ・ 歩道の整備や生活道路の整備推進
- ・ 歩行者等のネットワーク形成と人にやさしい道づくり

【公共交通】

- ・ 自動車交通と公共交通のバランスのとれた交通体系の構築
- ・ 幸田駅、三ヶ根駅、相見駅における交通結節機能の強化
- ・ 環境や移動制約者に配慮した交通サービスの提供

(2) 道路整備の方針

① 将来道路網の設定

本町の将来道路網は、既存の道路体系を踏まえる中、土地利用計画との整合や道路の段階構成に留意して設定します。

○ 自動車専用道路等

- ・ 名古屋や豊橋、浜松等と連絡し、広域的な交通を大量に処理する自動車専用道路等として（都）名豊道路を位置づけ、整備を促進します。なお、（都）名豊道路については、都市計画上の位置づけとしては主要幹線道路ですが、実際の利用形態がインターチェンジにより車両の出入りが行われていること等から、自動車専用道路と同等と捉え、自動車専用道路等として整理するものとします（以下同様）。
- ・ 常滑市から蒲郡市を連絡する名浜道路のうち、碧南市から幸田町が調査区間に指定されており、早期の計画促進を目指します。

○ 主要幹線道路

- ・ 主要幹線道路は、県内の通過交通や広域的な都市間交通を処理する道路であり、（都）蒲郡岐阜線を位置づけ、適正な維持管理を図ります。

○ 都市幹線道路

- ・ 都市幹線道路は、主要幹線道路や生活に密着した近隣都市間、町内の主要な交通発生集中源となるインターチェンジ等を結ぶ都市の骨格を形成する道路であり、（都）安城幸田線、（都）安城蒲郡線、（都）衣浦蒲郡線、（都）芦谷蒲郡線などの都市計画道路の他、国道23号や県道須美福岡線、県道美合幸田線等を位置づけ、未整備区間の整備を促進します。

○ 地区幹線道路

- ・ 地区幹線道路は、都市拠点やインターチェンジ拠点間を連絡するなど都市生活を支える道路であり、（都）芦谷高力線、（都）六栗大草線、（都）野場横落線、（都）幸

田駅西線、県道蒲郡環状線、主要町道などを位置づけ、未整備区間の整備や道路機能の強化を推進します。

- また、新たな地区幹線道路として JR 東海道本線西側で幸田駅と相見駅周辺の両都市拠点を結ぶ路線、坂崎地区と長嶺地区を連絡する路線などを位置づけ、整備を推進します。

○ 補助幹線道路

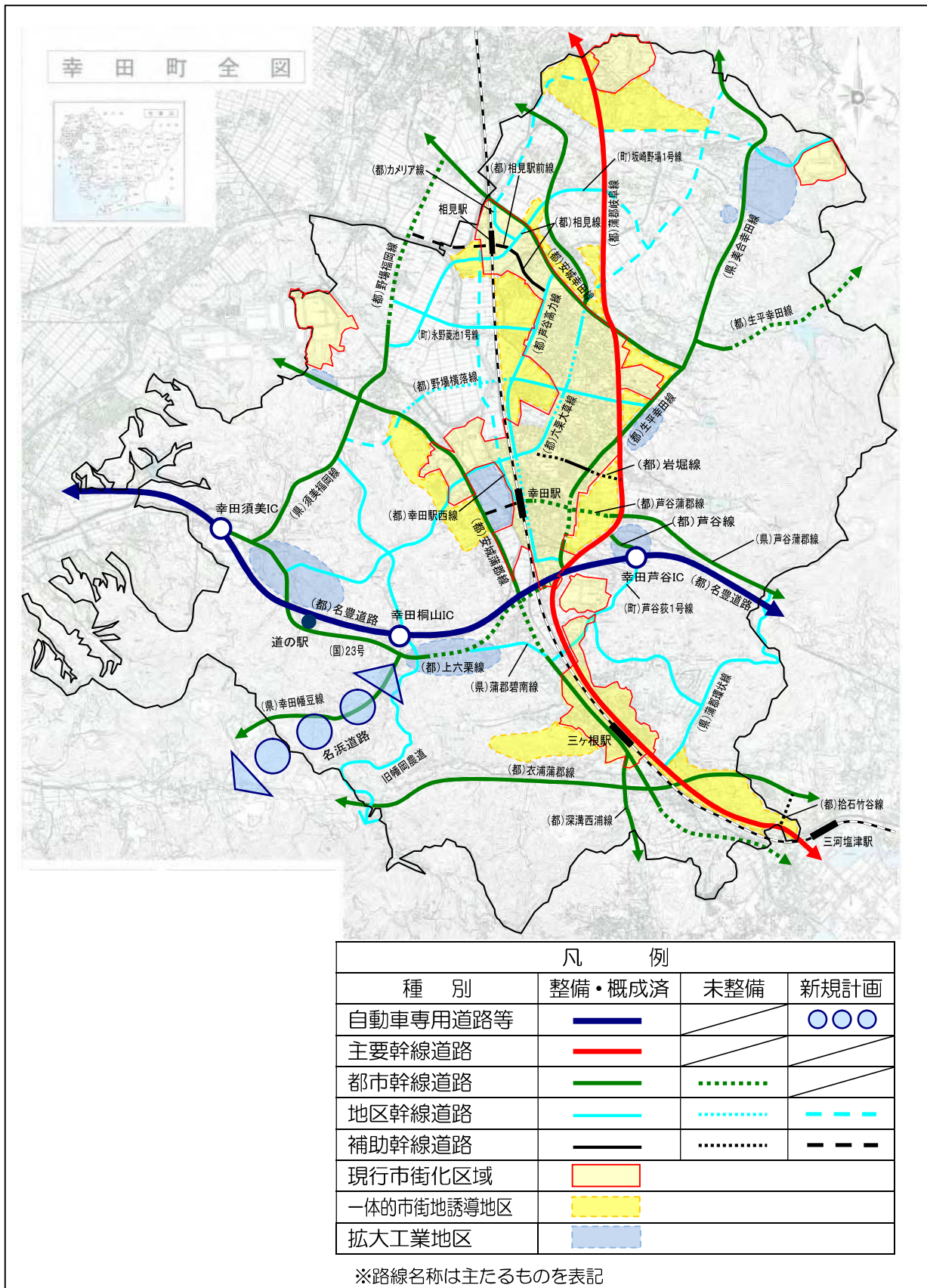
- 補助幹線道路は、住区内の交通を円滑に幹線道路へ導く道路や幹線道路から鉄道駅への交通を円滑に処理する道路であり、（都）相見線（（都）芦谷高力線から屈折部まで）や（都）岩堀線などを位置づけ、未整備区間の整備を推進します。
- また、（都）相見駅前線、（都）野場福岡線から相見駅西側へアクセスする路線、（都）安城蒲郡線から幸田駅西側へアクセスする路線を新たな補助幹線道路として位置づけ、整備を推進します。

○ 区画街路・区画道路

- 区画道路のうち、大規模商業施設等の大街区を構成する（都）カメラ線は、区画街路（都市計画道路）として位置づけています。
- 沿道宅地の地先サービスを主目的とし、散歩・立話・子供の遊び等、生活空間としての目的にも使われる区画道路は、通過交通を排除する網構成や自動車のスピードを抑える構造とするなど、歩車共存型の整備を推進します。

■ 道路構成一覧

種別	路線名	新規に計画する道路（案）
自動車専用道路等	•（都）名豊道路	• 名浜道路
主要幹線道路	•（都）蒲郡岐阜線	
都市幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> •（都）安城幸田線 •（都）衣浦蒲郡線 •（都）芦谷蒲郡線 •（都）野場福岡線 •（都）芦谷線 • 国道23号 • 県道芦谷蒲郡線 • 県道美合幸田線 •（都）安城蒲郡線 •（都）深溝西浦線 •（都）生平幸田線 •（都）上六栗線 • 県道須美福岡線 • 県道幸田幡豆線 など	
地区幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> •（都）芦谷高力線 •（都）野場横落線 •（都）相見線（一部） • 県道蒲郡環状線 • 旧幡岡農道 • 町道坂崎野場1号線 • 町道永野菱池1号線 • 町道芦谷荻1号線 •（都）六栗大草線 •（都）幸田駅西線 • 県道蒲郡碧南線 など	<ul style="list-style-type: none"> • JR 西側において、幸田駅と相見駅を結ぶ路線 • 坂崎地区と長嶺地区を連絡する路線 • 坂崎地区と高力地区を連絡する路線 • 大草地区と長嶺地区を連絡する路線 など
補助幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> •（都）相見線（一部） •（都）岩堀線 •（都）拾石竹谷線 •（都）相見駅前線 	<ul style="list-style-type: none"> •（都）野場福岡線から相見駅に至る路線 •（都）安城蒲郡線から幸田駅に至る路線 など



■交通計画図

② 都市計画道路の整備

- 都市計画道路については、未整備区間の整備を推進するとともに、今後の社会経済情勢の変化に対応して、都市計画道路の必要性や配置、規模の検証を行うなど、必要に応じて見直しを図ります。

③ 歩行者等のネットワーク形成と人にやさしい道づくり

- 幹線道路の歩道の整備を図るとともに、自転車道などの整備を推進し、歩行者等のネットワーク形成を図ります。
- 歩道等の整備にあたっては、段差の改善、勾配の緩和、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化を推進します。

(3) 公共交通の方針

① 鉄道

- 鉄道駅について、ユニバーサルデザインを取り入れた誰でも使いやすい駅の整備を促進します。
- 駅前広場、駅へのアクセス道路、パーク&ライド駐車場の整備により、バスや自動車交通と連携した交通結節機能の向上を図ります。
- これらの取り組みによって、公共交通利用を促進し、環境負荷の低減や移動制約者にとっての交通利便性の向上を図ります。

② バス

- 路線バスは、幸田駅前から名鉄の東岡崎駅方面に向けて1路線ありましたが廃止となり、福祉巡回バスをえこたんバスとして再編し、役場を中心に各地域の主要施設等を結び循環するとともに、スクールバスとして複合利用しています。今後は、交通弱者にも配慮した交通手段（コミュニティバス）として、路線の維持・充実など利便性の向上を図ります。
- 企業従業員のマイカー通勤等を軽減する郊外フィーダーバスの導入可能性について、検討します。
- 新たな市街地の整備や施設整備に合わせ、バスの体系や運行ルートの見直し等を検討し、利便性の向上を図ります。

2. 公園・緑地計画

(1) 基本的な考え方

- ・ 緑豊かな自然環境の保全と活用
- ・ 町民ニーズに応じた都市公園の整備
- ・ 緑のネットワークの形成
- ・ 市街地の緑化推進
- ・ 人にやさしい公園づくりと住民参加による公園づくり

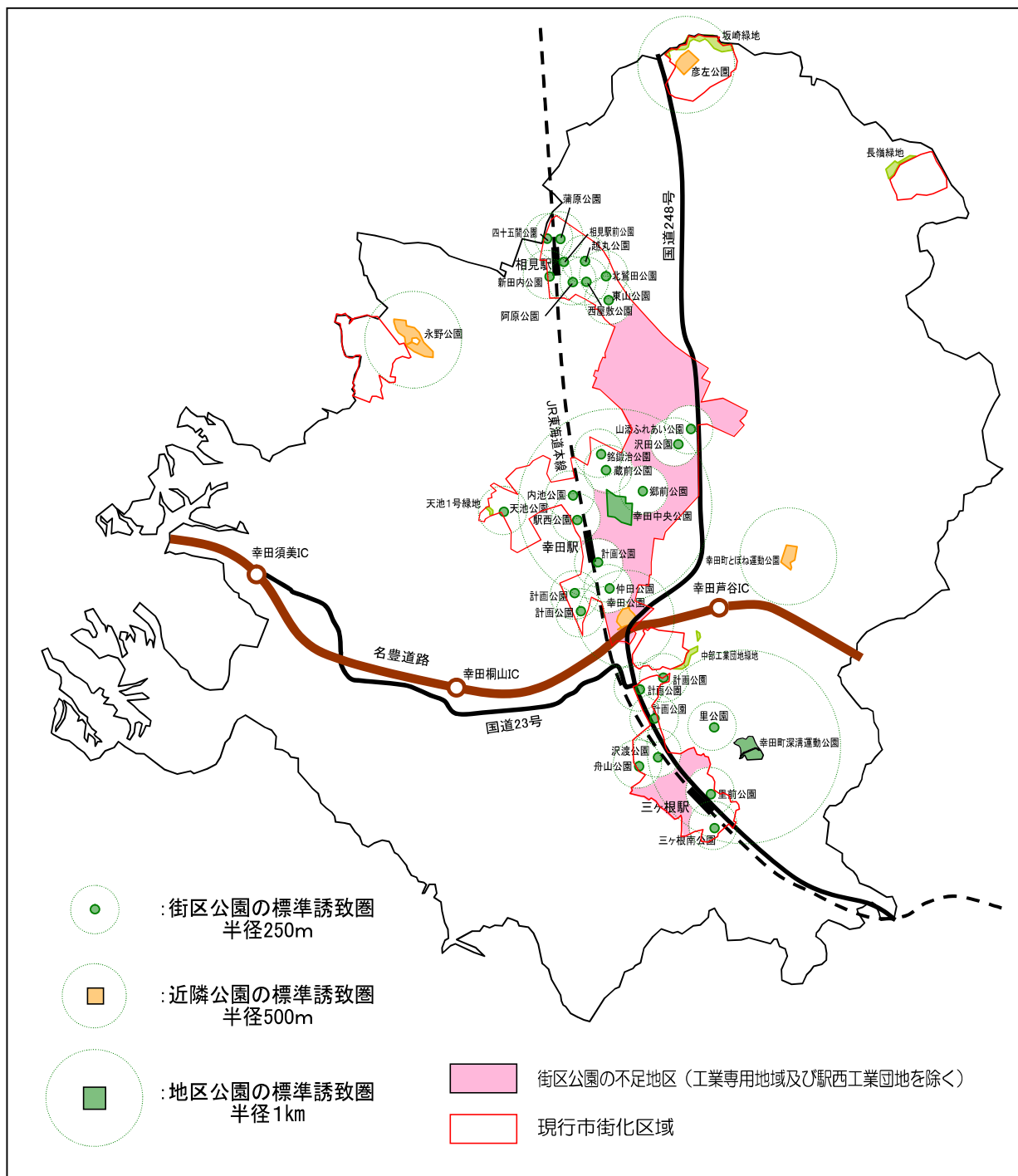
(2) 公園・緑地整備の方針

① 緑豊かな自然環境の保全と活用

- ・ 市街地や集落地を取り巻く農地、さらにその外周を取り巻き、町の領域を構成する樹林地（自然緑地軸）は、景観的な要素はもとより、環境保全、レクリエーション、防災に関する機能を有する緑地として保全を図ります。
- ・ また、これらの緑地は、自然災害（土石流や水害等）の危険防止機能を有していることから、適正な維持・管理を図ります。

② 市街地の公園・緑地

- ・ 本町の都市公園の整備水準は町民一人当たり約 10.9 m²となっており、愛知県平均の約 8.1 m²と比較しても比較的高い水準にあるといえますが、既成市街地においては身近な公園が不足しています。また、地域別まちづくり会議（ワークショップ）などにおいても身近な公園整備を求める声が多いことから、街区公園の不足地区について、歩行者軸との連絡性、誘致距離、土地利用現況（空閑地）、拡大市街地等を勘案した中、適正に公園配置を行うものとし（街区公園の不足地区は次頁参照）。
- ・ なお、街区公園については、土地区画整理事業や地区計画に合わせて、整備を推進していきます。
- ・ 街区公園以外の都市公園の配置をみると、地区公園である幸田中央公園（市街化区域内）、幸田町深溝運動公園（市街化調整区域内）と近隣公園である幸田公園（市街化区域内）が、本町の中央部と南東部に位置しているため、今後は町北部の市街地（周辺含む）及び南西部の新市街地（稲葉山地区）において、近隣公園の整備（計 2 箇所）を推進します。



■ 住区基幹公園の誘致圏域と現行市街化区域における街区公園の不足地区

③ 市街化調整区域の公園・緑地

- 市街化調整区域においては、地区公園の幸田町深溝運動公園、近隣公園の幸田町とほね運動公園及び永野公園、街区公園の里公園が供用されており、これらの適正な維持管理を図ります。

- ・豊かな自然環境を有している森林や水辺空間（相見川、大井池、不動ヶ滝等）等を自然とのふれあいの場として整備を進めるとともに、菱池地区に緑地機能を備えた遊水地の整備を促進します。
- ・町民ニーズとして、身近な公園整備の他に、多様なレクリエーションニーズに対応する大規模公園が求められていることから、総合公園の配置（1箇所）について検討を行います。総合公園の計画にあたっては、道の駅「筆柿の里・幸田」との連携や菱池遊水地計画との連携など、適地の検討を図ります。

④ 水と緑のネットワーク形成

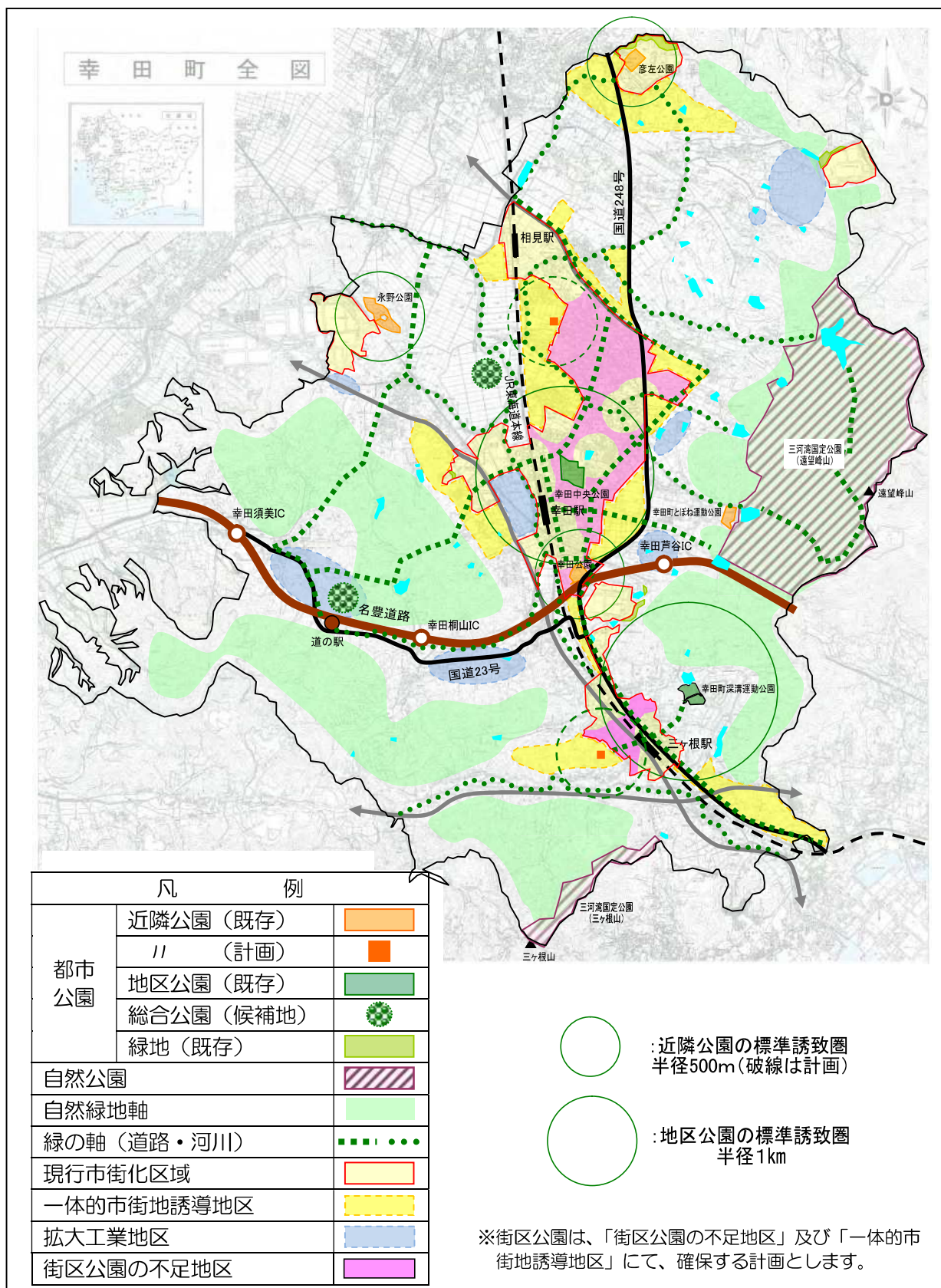
- ・本町の都市拠点（3駅プラス1）及び公園や観光資源などの緑の拠点を道路や河川の緑の軸で結ぶことにより、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・都市拠点と市街地や集落地を緑の軸で結び、快適な歩行環境を形成することにより公共交通の利用促進につなげ、コンパクトな市街地形成を支えるものとしします。
- ・広田川をはじめ、河川沿いは自然散策型の道づくりを進め、水辺空間に接するものとし、合わせてサイクリングやジョギング等も楽しめるものとしします。
- ・三ヶ根駅周辺は、駅と観光資源（本光寺等）を連絡する観光ルート（まちの歴史と自然に出会えるみち）を設定し、その整備を推進します。

⑤ 市街地の緑化推進

- ・緑豊かな市街地を形成するため、住宅地においてはシンボルツリーや生垣の設置を、地域の拠点となる商業地においては賑わいの空間に相応しい緑化を誘導します。また、市街地内の工業地及び点在する工業団地については、周辺環境との調和に配慮した緑化を誘導します。
- ・公共公益施設については、低炭素都市づくりの実現に向け、また民有地の緑化を牽引するため、壁面緑化や屋上緑化などの方法も含め、積極的な緑化を推進します。

⑥ 人にやさしい公園づくりと住民参加による公園づくり

- ・高齢社会の進展等を踏まえ、公園内のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を積極的に行い、人にやさしい公園づくりを推進します。
- ・また、公園利用者の安全・安心確保のため、外部からの見通しが確保された明るい公園整備を推進します。
- ・都市公園等の整備・再整備にあたっては、住民参加による計画づくりを行うなど、魅力ある公園整備を推進します。



■公園緑地配置計画図

3. 河川・上下水道計画

(1) 基本的な考え方

【河川】

- 水害等に対応する河川改修の促進
- 景観やレクリエーション機能への配慮

【上下水道】

- 安定した水道水の供給
- 下水道の早期整備

(2) 河川整備の方針

① 治水・利水機能

「矢作川下流圏域河川整備計画（平成28年6月3日）」に基づき、以下のように整備を推進します。（次頁の矢作川下流圏域河川整備計画図参照）

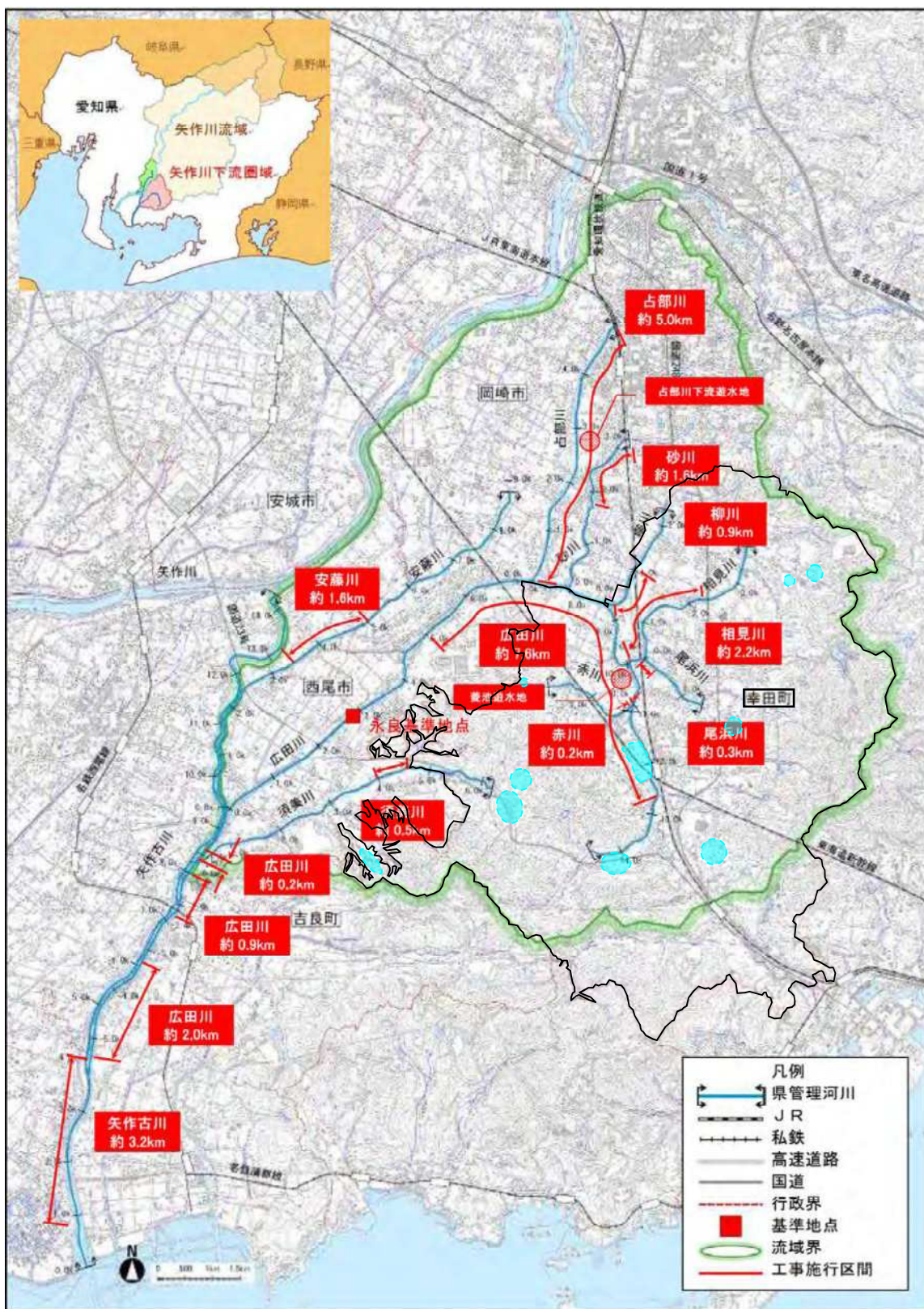
- 広田川は、未整備区間である中島橋（5k000）より上流について流下能力の増大を図るため、河床掘削、河道拡幅、築堤、橋梁改築、護岸整備を行うとともに、上流部に菱池遊水地を整備します。
- 柳川は、広田川合流点上流（0k100）～JR 東海道本線下流（1k000）区間については、堤防高不足の解消を図るため、堤防嵩上げを行います。
- 相見川は、未整備区間のうち、浸水被害が発生している広田川合流点（0k000）～高崎橋上流（2k200）について流下能力の増大を図るため、河床掘削、河道拡幅、築堤、橋梁改築、護岸整備を行います。
- 尾浜川は、下流部において堤防高不足の解消を図るため、相見川の河川整備に合わせて堤防の嵩上げを行います。
- 赤川は、下流部において堤防高不足の解消を図るため、広田川の河川整備に合わせて堤防の嵩上げを行います。
- なお、上記河川の整備にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮します。

② 防災機能

- 主に市街地において、火災等による災害遮断帯、避難空地等や防災空間として機能するよう、道路、公園、広場等と合わせ、河川改修計画を推進します。

③ 景観機能

- 良好な景観を維持・形成するために、周辺環境との調和を図ります。
- 水面や水辺空間あるいは、沿川の街並みや田園・山並みと相まった河川景観の保全・創出を図ります。



④ レクリエーション機能

- ・ スポーツ、野外活動等の場として、また水面や水辺を利用した親水活動の場として、沿川の道路・街並みと一体となった空間・修景・緑化等の整備を推進します。
- ・ 広田川等の河川は、散策路や階段護岸など、親水活動の場の維持・形成を促進します。
- ・ 広田川等の河川や菱池遊水地周辺については、歩行者の散策、ジョギング、サイクリングロードなど、多様な利用方策を検討します。

⑤ 自然環境機能

- ・ 自然生態系（河川敷植生、魚類・昆虫等）の維持・保全を図るため、良好な流水等の保全・再生・創出、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した水際植生等の保全・再生、瀬・淵の維持・形成など「多自然川づくり」を促進します。
- ・ 広田川の整備にあたっては、落差工等の段差解消や魚道を整備し、水生生物の生息域の拡大を促進します。

(3) 上水道計画

- ・ 上水道施設の老朽化、耐震性の更新や補強を図り、安定した水道水の供給を維持するとともに、市街地拡大に合わせ上水道の整備を推進します。

(4) 下水道計画

① 事業認可区域及び整備予定区域

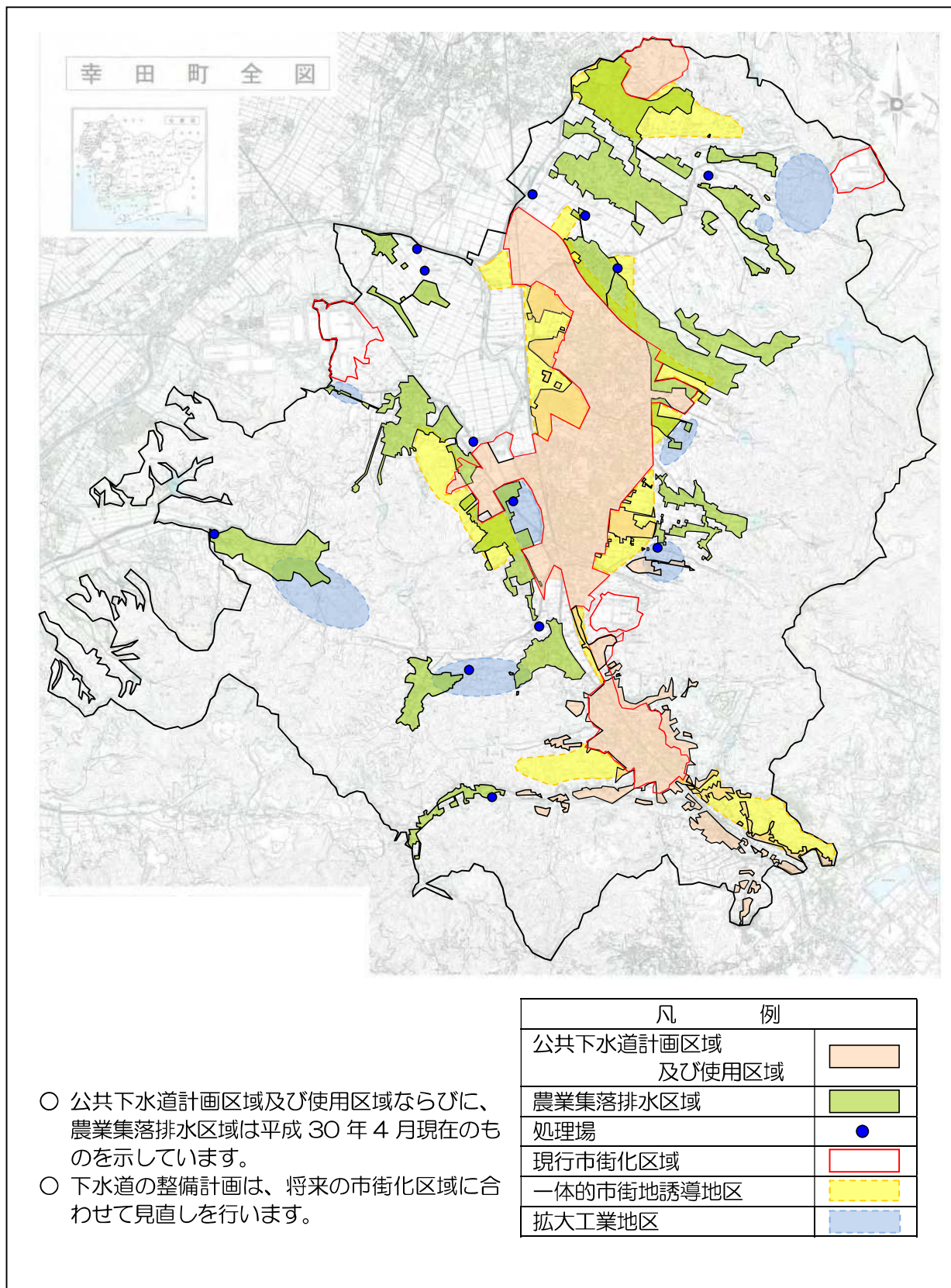
- ・ 事業認可区域のうち、未整備区域については、公共下水道整備計画にもとづき、整備を推進します。
- ・ 現市街化区域（工業専用地域を除く）及び、それに連なる市街化調整区域の一部が、整備予定区域となっており、公共下水道将来計画による整備プログラムにもとづき、整備を推進します。

② 将来計画区域

- ・ 新市街地等においては、面整備事業や街路整備事業とのプログラム調整ならびに、財政フレームとの調整のもと、長期的視野にたつて公共下水道将来計画の確立を図ります。

③ 農業集落排水区域

- ・ 農業集落排水整備事業は、農業集落を対象に整備が完了しており、適正な維持管理を図ります。



■ 下水道の整備計画図

4. 供給処理施設等

(1) 基本的な考え方

- ・ 周辺市町との連携による効率的な運営
- ・ 計画的な整備と維持管理
- ・ 環境への配慮

(2) 施設整備の方針

① ごみ処理施設

- ・ 可燃ごみは、岡崎市に委託し岡崎市クリーンセンター・八帖クリーンセンターで焼却し、焼却灰は岡崎市北部一般廃棄物最終処分場で埋め立てられており、今後も岡崎市との広域的な処理体制を継続します。
- ・ 不燃ごみは、岡崎市リサイクルプラザで中間処理を行い、資源ごみは、民間の中間処理施設で資源化を図っています。また、家庭から出る陶器・ガラスは、民間施設で中間処理し、幸田町一般廃棄物最終処分場に埋め立てており、今後も現在の処理体制を継続します。



■ 岡崎市クリーンセンター



■ 岡崎市リサイクルプラザ

② し尿処理施設

- ・ 生し尿、浄化槽汚泥の処理は、蒲郡市幸田町衛生組合で行っており、今後もこれを継承していきます。

③ 火葬場・墓地

- 高齢化の進展や核家族化などによる世帯の増加に伴い、火葬場の利用や墓地の需要が増大すると予想されます。
- 火葬場は、現在利用している蒲郡市斎場、西尾幡豆広域連合のやすらぎ苑（吉良町）、及び岡崎市火葬場を今後も利用するものとします。
- 町民の墓地に対するニーズや動向を探りながら、現在地域に点在する共同墓地の環境整備を推進します。
- 墓地需要の増加に対応するため、良好な環境の中に新たな墓地用地の確保と墓園整備を推進します。

5. その他の都市施設

(1) 基本的な考え方

- ・ 利用者ニーズに対応した施設整備
- ・ すべての人にやさしい公共公益施設の整備

(2) 施設整備の方針

① 義務教育施設

- ・ 本町に設置されている義務教育施設は、小学校6校、中学校3校があります。今後の小中学校施設は、安全・安心な学校づくりとして、耐震性や老朽施設の改善、防犯性の向上を図ります。
- ・ 施設のバリアフリー対応やユニバーサルデザインの導入、災害避難をはじめとした地域コミュニティの拠点としての整備、室内環境対策や省エネルギー等の環境を考慮した施設づくりを推進します。
- ・ 児童生徒数の変化等による施設需要を考慮しつつ、中長期的な施設の整備・管理方針について検討します。

② 高等教育機関

- ・ 町内の高等教育機関として愛知県立幸田高等学校1校がありますが、高等教育の充実に向け、本町の地域性にあった大学や専修学校などの高等教育機関の進出について、開発適地検討や関係機関ホームページへの情報提供など、積極的な対応を図ります。

③ 文化・コミュニティ施設

- ・ 各種文化機能を備えた核施設として町民会館がハピネス・ヒル・幸田に整備されています。また、集会機能として公民館、地区集会所が地区毎に配置されており、これらの施設の維持・充実を図ります。
- ・ 町民会館周辺には、町民プール・町立図書館が整備され、町の文化核・スポーツ拠点を形成しており、これらの維持・充実を図ります。

④ 福祉施設等

- ・ 高齢者福祉施設として、老人福祉センター、高齢者生きがいセンター、高齢者ふれあいプラザなどが整備されており、これらの維持・充実を図ります。

- 多様化し、高度化する町民の福祉需要に対応するため、総合福祉センターの建設について検討します。
- 高齢者や身体障がい者の活動範囲を確保するためにも、施設や交通機関においてバリアフリー化を進めることが必要です。特に、高齢者福祉の活動拠点施設である老人福祉センターは、高齢者同士のコミュニケーションを深める場として大きな役割を果たしており、利用者のニーズに配慮し改修を推進します。
- 児童の健全な育成のため、保育園や児童館などの児童福祉施設の維持・充実を図ります。
- 町民ニーズの高い総合病院は、より高度な医療サービスを受けるためにもその設置は重要ですが、町独自の設置には高額な財政負担を伴うことから、総合病院の誘致についての調査・研究を推進します。

3-3 市街地整備・開発の方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 人口増加や工業用地需要に対応する計画的な都市基盤の整備
- ・ 無秩序な開発の防止

(2) 市街地整備・開発の方針

① 現行市街地の整備方針

1) 都市拠点となる市街地の整備方針

- ・ 幸田駅、相見駅、三ヶ根駅周辺及び、ハッピーネス・ヒル・幸田周辺において施行中の土地区画整理事業や地区計画による計画的な市街地整備を推進し、個々の特性に合わせた機能集積を行い都市拠点の形成を図ります。
- ・ 幸田駅周辺及び三ヶ根駅周辺の商業地域は、高容積指定に見合った土地の高度利用に向け、再開発等により商業・居住機能の更新を図ります。
- ・ (都) 芦谷蒲郡線、(都) 芦谷高力線等の都市計画道路の整備と合わせて、沿道の計画的な建て替え誘導により、土地の有効・高度利用を図ります。

2) 一般住宅市街地整備の方針

- ・ 一般市街地については、地区計画、建築協定等の活用により、計画的で特色ある街並み形成（建築物誘導等）を図ります。
- ・ 点在する市街化区域内農地は、地区計画等の活用による計画的な市街地整備を推進します。

② 拡大市街地等の整備方針

- ・ 人口増加に対応して住居系市街地の拡大を図ります。新市街地の整備については、土地区画整理事業による面的一体的整備を基本としますが、既存の集落地を含む場合においては、地区計画による土地利用誘導や道路、公園などの地区施設整備等の手法を含めて検討します。
- ・ 拡大工業用地については、工業用地需要を勘案しつつ(都) 名豊道路の3ヶ所のインターチェンジ周辺及び、既存の工業団地周辺等の産業拠点において工業・物流機能、または複合的な産業機能を持つ拠点形成を図るため、工業用地造成事業等により計画的な市街地整備を推進します。

- 県が定めた市街化調整区域地区計画ガイドラインの「Ⅱ同意指針」に適合する住宅地開発や市街化調整区域地区計画に適合または市街化調整区域における技術先端型業種の工場立地は、緑農・都市共生地区や一体的市街地誘導地区（当面市街地と一体とならない箇所における開発の場合）において許容するものとします。

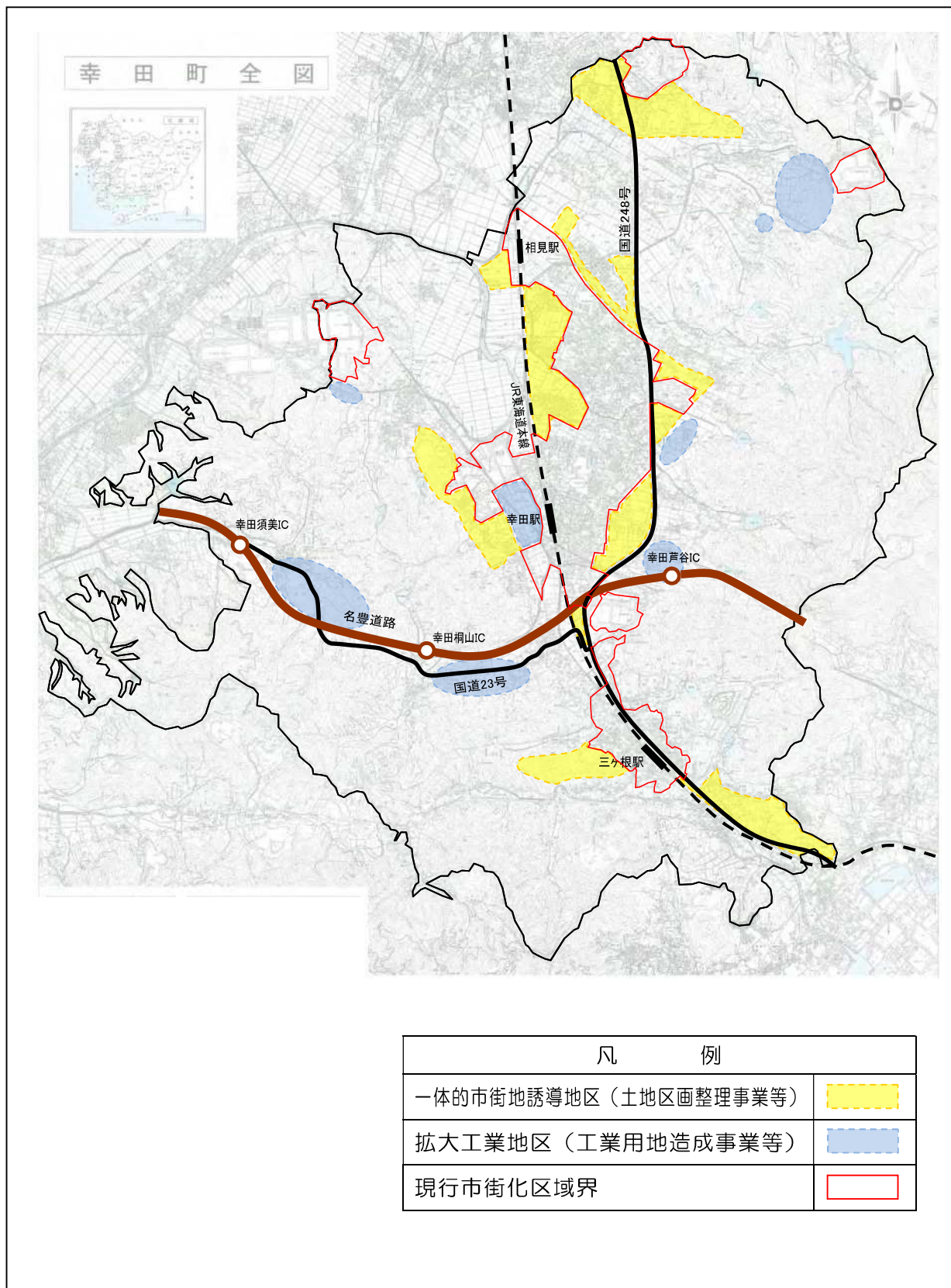
③ 住宅の整備方針

1) 良好な住宅ストックの形成

- 道路、排水施設などの都市基盤整備と合わせて、地震や水害などの災害に強い住宅・宅地の形成を図ります。
- 様々な家族形態やライフスタイルに対応し、持ち家と賃貸住宅、戸建住宅と集合住宅等、多様なニーズに応える住宅・宅地の形成を図ります。
- 町を取り囲む山並みや農地など、優れた環境や景観と調和するとともに、新エネルギーを活かした環境にやさしい住宅地の形成を図ります。

2) 高齢社会への対応

- 医療・福祉施設をはじめとする公共公益施設との連携のもと、同居・隣居・近居への対応、ケア付き住宅の供給等、高齢者に配慮した住宅・宅地の形成を目指します。
- 公共交通をはじめ日常の生活利便性が高い駅周辺整備等において、各種の高齢者対応住宅のメニューについて検討します。



■市街地整備の方針図

3-4 都市環境形成の方針

(1) 基本的な考え方

- 自然環境の保全と良好な景観形成
- 三河湾国定公園等の森林や市街地周辺の農地の保全
- 無秩序な開発の防止
- 新エネルギーを活かした環境にやさしいまちづくり

(2) 都市環境形成の方針

① 三河湾国定公園等の森林の保全

- 三河湾国定公園等の良好な森林保全を図り、緑に包まれた市街地の維持を図ります。

② 水環境の保全・整備

- 良質な水環境の保全、創出を図るため、下水道整備を推進し、合わせて下水処理水の再利用、雨水利用について検討します。
- 広田川、相見川をはじめとする河川は、多様な生物が生息できるものとして、また生活に潤いを与える水辺空間を創出するものとして整備を促進します。
- 水環境保全及び、緊急時の水源として町内に点在するため池の保全を図ります。

③ 緑の環境の保全・整備

- 緑による二酸化炭素削減、ヒートアイランド現象の緩和、町民の憩い・潤いの場の創出に向け、都市公園等の整備、街路樹や花いっぱいのもちづくり、農地・森林や社寺・屋敷林の保全、事業所や住宅の緑化などにより、緑の環境の保全とネットワーク化を推進します。

④ 集約型都市構造における環境負荷の削減

- 幸田駅、三ヶ根駅、相見駅の3駅を中心とした集約型都市構造の実現により、公共交通の利便性を備えた都市を形成し、過度に自動車に依存せず、二酸化炭素削減に貢献するまちづくりを推進します。

⑤ 快適な都市空間の創出

- 幸田駅、三ヶ根駅、相見駅周辺等の市街地整備と合わせ、地区計画等を導入し、空間のゆとり、街並みの美しさ、緑の豊かさ等、アメニティの高いまちづくりを推進します。

⑥ 新エネルギー活用・リサイクルシステムの導入

- ・ 太陽光・太陽熱利用などの新エネルギーの活用や廃棄物リサイクルシステム等を組み込んだまちづくりを推進するとともに、環境共生型住宅の普及を促進します。

⑦ 固有の歴史・文化環境の確保

- ・ 本光寺、蘇美天神社、熊野神社、猿田彦神社等、町に残る歴史的・文化的資産の継承発展を図ります。

⑧ 環境負荷の低減のための交通体系の確立

- ・ 交通体系としては、バイパス・立体交差・交差点改良・駐車場整備等、道路ネットワークの整備を推進し、円滑な走行の確保された省エネルギー型の自動車交通社会を形成します。
- ・ 幸田駅、相見駅、三ヶ根駅を拠点とするバス交通の強化、駅前広場・駅アクセス道路の整備、パーク&ライド駐車場整備等により、公共交通機関の利用を促進します。
- ・ 歩道・自転車道・駐輪場の整備を進め、徒歩・自転車の利用を促進します。
- ・ 街路の緑化や透水性・保水性舗装等の整備を推進します。
- ・ 名豊道路のインターチェンジ周辺においては、物流拠点等の計画的な整備を推進し、効率的な物流体系の確立を図ります。

3-5 都市景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

- 駅を中心とした顔づくり
- 自然環境の保全による良好な景観保全
- 社寺など歴史的景観の保全
- 公共施設による魅力ある景観形成
- 都市緑化の推進

(2) 都市景観形成の方針

① 駅を中心とした顔づくり

- 幸田駅、相見駅、三ヶ根駅周辺において、それぞれ個性的で地域の顔となる景観の創出を図ります。
- 町の中心核である幸田駅周辺は、再開発に合わせ街路のシンボルロード化、沿道商店街の共同化・協調化等を推進し、賑わいのある景観形成を図ります。
- 三ヶ根駅周辺は、背後地に本光寺（あじさい寺）等の観光資源があり、その玄関口としての演出機能（植栽・サイン等）を意識した景観形成を図ります。
- 町の副次核となる相見駅周辺は、人々の新しい出会いのステージとして、駅前広場や駅前線の広幅員の歩道等、ゆとりある公共空間を確保するとともに、デザイン性の高い建築物整備を促進します。



■ 幸田駅前銀座



■ 相見駅前公園から相見駅を望む

② 豊かな自然景観の保全と育成

- 本町を取り囲む遠望峰山をはじめとした緑豊かな山並みは、貴重な自然景観として保全と育成を図ります。
- 河川や池などの水辺空間を生かし、水環境の優れた都市景観の創出を図ります。
- 市街地と丘陵部の間に広がる田園や、山あいの果樹園・畑地等の農地についても、緑の景観を形成する貴重な環境緑地として捉え、都市部との計画的な調整により、無秩序な市街化の進行の防止を図ります。



■釜ヶ石池より西方の山並みを望む

③ 固有の歴史的景観の保全と整備

- 本光寺、蘇美天神社、熊野神社、猿田彦神社をはじめとする神社・仏閣等の歴史的な景観の保全を図ります。また、周辺景観や散策路の整備、ならびに案内板や誘導標識などの系統的な配置により、歴史的景観の連続性の確保を図ります。



■猿田彦神社（参道）

④ 公共施設による魅力ある景観形成

- 町民会館を核とするハッピーネス・ヒル・幸田は、町役場と並び本町のランドマークとして景観の維持・向上を図ります。



■ハッピーネス・ヒル・幸田

⑤ 良好な住宅地景観の形成

- ・ 街に対する誇りや愛着を高め、地域の文化やコミュニティを育む基盤として、建物デザイン、敷地規模、生垣等の誘導を行い、緑に包まれたゆとりと潤いのある住宅地景観の形成を図ります。



■ 野場地区



■ 生垣（芦谷字南屋敷地内）

⑥ 工業地景観の向上

- ・ 工場敷地内緑化の誘導や建築物の美観向上などにより、周辺環境と調和した工業地景観の形成を図ります。



■ 工場緑化

⑦ 快適で楽しい街路景観の形成

- ・ 街路は、都市の景軸観を形成するものであることから、街路樹等の緑化を推進するとともに、電柱等の美化・地中化を検討します。また、屋外広告物規制等により、秩序ある景観形成を図るとともに沿道の建築物の緑化誘導により、緑あふれる街路景観の形成を図ります。

⑧ 都市緑化の推進

- ・ 本町においては、1年中花とふれあえるまちを目指し「幸田町花いっぱい運動」を実施しています。「さくらプロムナード」「田園ミュージアムライン」「フルーツライン」「そよかぜライン」「水辺やすらぎライン」「里山リフレッシュライン」「ふるさと小川ライン」などの区域を定め、場所ごとに開花時期の異なる様々な花木の植栽を進めるなど、町内の緑化を推進します。

3-6 都市防災の方針

(1) 基本的な考え方

- 水害等に対応する河川改修の促進
- 山地地域等における土砂災害の防止
- 耐震化の促進など地震への対応
- 交通安全、防犯機能の強化

(2) 都市防災の方針

本町の安全・安心なまちづくりを推進するため、河川等の整備、避難路、避難所・避難場所の計画的な配置、建築物の耐震・不燃化促進を図ります。また、地域の防犯に資するような公共施設整備などを推進します。

① 河川等の整備

- 広田川をはじめとする河川改修事業の推進や菱池遊水地の設置、並びに河川流域における適正な保水・遊水機能の確保等による洪水対策を促進します。
- 森林や農地を保全・整備する（荒廃化を防ぐ）ことにより、流域の保水能力の確保を図ります。
- 市街地開発事業等に合わせ、洪水調整池の設置を図るとともに、道路、公共公益施設の整備にあたり、浸透機能・貯留機能を持たせ、流出抑制を図ります。
- 各戸についても、浸透機能・貯留施設の設置を促進します。

② 土砂災害の防止

- 緑農保全地区など町域の東部・南部・西部の山地地域において、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が点在していることから、危険箇所周辺の森林保全や無秩序な開発の抑制により土砂崩壊の防止を図ります。

③ 避難路、避難所・避難場所の計画的配置

- 緊急輸送道路や避難路に指定されている道路については、災害時の安全な避難の確保や延焼拡大の防止を図ります。
- 国道248号など主要な避難路となる広幅員な街路については、沿道街区の不燃化を促進します。
- 市街地を流れる相見川、尾浜川といった河川沿川に緑道等を位置づけ、避難路及び延焼遮断帯としての機能の向上を図ります。

- 地域住民のための避難所に指定された施設については、耐震化など安全性の確保を図ります。
- 身近な避難場所として公園・緑地、小中学校グラウンド等を位置づけ、それらに連絡する避難路と合わせ安全性の確保を図ります。

④ 建築物等の耐震・不燃化促進

- 建築物の耐震不燃化を促進し、市街地大火による被害を減少させます。現在、商業系用途地域において準防火地域を指定していますが、今後は主要な避難路の沿道街区等に防火・準防火地域の指定について検討します。
- 都市の基盤施設である高架道路、橋梁、ライフラインなどについても耐震化が必要であり、整備を推進します。
- 特に橋梁については、老朽化等による落橋事故を防ぐため、「幸田町橋梁長寿命化修繕計画（平成24年3月策定）」に基づき、予防的な修繕による長寿命化や計画的な架替えを行い、地域の道路網の安全性の確保を図ります。

⑤ 交通安全、防犯機能の強化

- 町民や来訪者の安全を確保するため、人の集まる駅周辺（三ヶ根駅や相見駅）への交番等の設置を推進します。
- 交通事故の多い交差点においては、国や県、警察との連携を図りながら、カーブミラーや街路灯、ガードパイプ等の整備を推進します。
- 暗くて通行に支障がある生活道路や通学路、防犯上不安のある場所等への防犯灯の整備を推進します。
- 特に、通学路となる歩道がない道路については、道路の路肩に「グリーンベルト」の路面表示を行い、歩行者の安全性の確保を図ります。
- 防犯組織の整備・充実、民間のボランティア団体との有機的な連携を保ち、活動基盤の強化を図ります。
- 安全の確保により、安心して住める地域社会とするため、関係機関・団体との連携を図るとともに、地域環境の把握と自主的かつ効果的な地域安全対策を推進します



■ グリーンベルトイメージ